

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	補装具費の支給に係る自己負担額の助成の取消し等
根拠法令等及び条項	栃木市障がい者等自立支援給付自己負担金助成要綱第5条
	根拠条項 栃木市障がい者等自立支援給付自己負担金助成要綱第5条
	参考事項
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 助成の取消し等</p> <p>偽りその他の不正な手段により助成を受けた者があるときは、市長は、助成を取り消し、又は既に支払った助成金を返還させるものとする。</p>